

府中市環境審議会関係規程

○府中市環境基本条例（抜粋）

平成 11 年 3 月 24 日

条例第 6 号

改正 平成 12 年 3 月 10 日条例第 4 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 6 条)

第 2 章 基本計画等(第 7 条～第 9 条)

第 3 章 施策の推進(第 10 条～第 17 条)

第 4 章 環境審議会(第 18 条・第 19 条)

第 5 章 報告書等(第 20 条・第 21 条)

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 18 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市の環境の保全に関する重要事項を調査し、及び審議するため、市長の附属機関として、府中市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

3 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 環境の保全に関する施策に関する事項

(3) その他環境の保全に関する基本的事項

4 特別の事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

5 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門調査員を置くことができる。

6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

7 審議会の委員は、非常勤とする。

(平 12 条例 4 ・一部改正)

(細則)

第 19 条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 報告書等

(報告書)

第 20 条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況の総括等を明らかにした報告書を定期的に作成し、公表するものとする。

(委任)

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 10 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○府中市環境審議会規則

平成 11 年 6 月 23 日

規則第 22 号

(目的)

第 1 条 この規則は、府中市環境基本条例(平成 11 年 3 月府中市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、府中市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(審議会の委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 6 人以内
- (2) 事業者 5 人以内
- (3) 民間の団体の構成員 5 人以内
- (4) 公募による市民 4 人以内

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、条例第 18 条第 4 項に規定する特別な事項の調査及び審議の期間とする。

4 専門調査員の任期は、条例第 18 条第 5 項に規定する専門の事項の調査の期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(審議会の会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会の部会(以下この条において「部会」という。)に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。